

令和6年度～10年度 第2次鶴岡市総合計画 後期基本計画を策定しました

関本所政策企画課 ☎35 - 1184

～ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまちの実現に向けて～

鶴岡市のまちづくりの指針として、平成31年3月に策定した第2次鶴岡市総合計画。10年間の計画期間の内、5年が経過しました。この間に起きた、私たちを取り巻く状況の変化を踏まえて見直しを行い、「第2次鶴岡市総合計画後期基本計画」を策定しました。

策定に当たっては、各分野の有識者などで構成する市総合計画審議会のほか、中学生・高校生や在住外国人の方々との市民ワークショップなどを行い、多様なご意見を伺いました。

後期基本計画で
特に重視する視点

5つの
加速化アクション

①若者・子育て世代に選ばれるまちづくり

本市で活躍し、ここで暮らしたいという若者や、鶴岡で子育てをしたいという人を増やします

②SDGs未来都市の実現

誰一人取り残さず、市民が本当に幸せだと思えるまちを実現します

③産業振興と人材育成

地域に根ざした産業の振興を進め、魅力的で多様な雇用の場を創出します

④交流人口の創出・拡大

人の交わりを加速させ、移住者や関係人口を増やします

⑤総合的なデジタル化戦略の推進

デジタル技術を活用した施策を推進します

計画本文は
市HPで公開



詳しい内容は
広報「つるおか」7月号
折込み冊子でお知らせします

令和6年度～8年度 鶴岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました

関本所長寿介護課 ☎35 - 1289

ずっとここで暮らしたい 支えあう地域共生社会の実現

～地域包括ケアシステムの
更なる充実～

高齢者を含む誰もが、住み慣れた地域で互いに支え合い、安心して暮らせる地域共生社会を目指して、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する“地域包括ケアシステム”を充実させます。

3つの重点施策

①在宅医療・介護連携の推進

一体的で切れ目のない在宅医療と介護を提供するために、医療と介護等の関係機関の連携を推進します。

②地域生活を支え合う仕組みづくりの推進

住民同士の支え合いや多様な団体等の参画による新たな生活支援サービスの創出に取り組み、地域での生活を支える体制の整備を推進します。

③認知症基本法に基づく施策の推進

認知症になっても、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

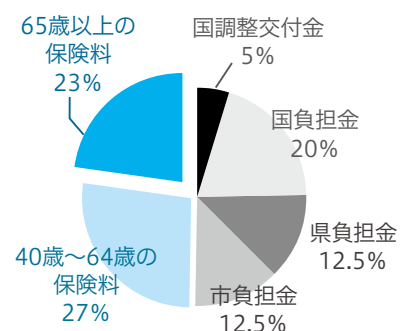
計画の本文や、65歳以上の方の
介護保険料等詳しくは市HPへ



■第9期計画期間中の介護保険料

65歳以上の方が負担する介護保険料は、介護給付費等の23%と国が定めています。本計画では、期間中の保険料基準額を、これまでと同様の月額6,580円（年額7万8,960円）としました。

また低所得者の方に配慮した見直しを行い、所得段階別の保険料を、これまでの12段階から13段階に変更しました。



ごみの分け方・出し方にご協力ください

固廃棄物対策課 ☎22 - 2848 または 各地域庁舎市民福祉課へ

■連休期間中のごみ収集

4月29日(月) …収集はありません
5月3日(金)～5日(日)

お住まいの区域の収集日を「ごみ収集カレンダー」で確認して、計画的なごみ出しをお願いします。



■ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」令和6年度のごみ受入日

■日時 月曜～金曜日、
一部の祝日等…午前8時30分～11時50分
午後1時～5時
毎月第2土曜日…午前8時30分～11時50分

■対象 家庭から出るもやすごみ・布団・古紙類、
事業系一般廃棄物

■費用 10kgにつき120円（古紙類は無料）

施設での受入れの詳細はこちら ▶



■資源回収にご協力ください

○集団回収

町内会等で、古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）・金属類・びん類などの資源ごみの集団回収が行われています。子供会・町内会等の実施団体には、回収量に応じて報奨金が交付されます。

※回収日・回収場所は町内会等の実施団体にご確認ください。新たに集団回収を開始したい場合は、廃棄物対策課にご相談ください。



○つるおかエコファイアでの回収

古着・古紙・パソコン等のデジタル機器・水銀製品等を無料で回収しています。

■日時 月曜～金曜日…午前8時30分～11時50分、
午後1時～5時

毎月第3日曜日…午前9時～11時30分

回収可能な品目の詳細や注意点はこちら ▶



市民まちづくり活動促進事業「鶴岡まち活」

市民の皆さんが行うまちづくり活動を支援します

固本所地域振興課 ☎35 - 1191 または 各地域庁舎総務企画課へ

市民が主役のまちづくりを推進するために、多様なまちづくり活動や、行政との協働事業に補助します。

■対象事業

- 基本コース・チャレンジコース
鶴岡らしさ・地域特性を生かしたまちづくり活動
- 学生コース
学生が自発的に行う地域についての学び、またはまちづくりに取り組む活動
- パートナーコース
市施設の整備・修繕や市管理用地の利活用

■補助対象経費

講師への謝礼、資料印刷代、イベント保険料等（コースによって上限額が変動）

■申請期間

4月上旬から

要件や応募方法等

詳しくは市HPへ ▶



○前年度の「鶴岡まち活」事業報告会を開催します

日 4月13日(土)午後1時30分 場 オンラインまたは市役所本所別棟2号館21号～23号会議室
申 4月10日(木)まで本所地域振興課へ

オンライン申込みはこちら ▶



地域介護予防活動支援事業補助金「つるおか元気アップ支援事業」

運動を取り入れた介護予防活動を支援します

固本所地域包括ケア推進課 ☎29 - 4180 または 各地域庁舎市民福祉課へ

介護予防や生きがいづくり等のために、主に室内運動を行う、住民が主体の団体に補助します。

■対象団体

次の①②の両方に該当する団体 ①月2回以上、約90分の介護予防活動（30分以上の運動を含む）を行う ②65歳以上の市民またはともに活動し支援する市民計5人以上で構成される

■補助対象経費と金額

講師への謝礼、会場使用料等

年間5万円または2万5千円（参加人数による）

■申請期間

5月2日(木)まで（申請書類等は4月1日(土)から配布・公開開始）

要件や補助金額等詳しくは市HPへ ▶



介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります

介護保険料……………本所長寿介護課☎35 - 1289または各地域庁舎市民福祉課へ
国民健康保険税……………本所課税課☎35 - 1176
後期高齢者医療保険料…本所国保年金課☎35 - 1292または各地域庁舎市民福祉課へ

次に該当する方は、4月に令和6年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、令和5年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

**現在、既に年金から差し引かれて
いる方は…**

仮徴収額決定の通知書は送付しません。
前年度に引き続き、原則2月に差し引かれた額と同額を、4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

■ 4月に新たに仮徴収が始まる方

《介護保険料》 65歳以上の方	《国民健康保険税》 65歳以上75歳未満の方	《後期高齢者医療保険料》 原則75歳以上の方
昭和33年4月3日～10月2日 生まれで、新たに年金からの 差引きの対象となった方 →4月上旬に仮徴収額決定通知 書をお送りします	世帯主が昭和33年4月3日～10月 2日生まれで、新たに年金からの差 引きの対象世帯となった方 →2月中旬に仮徴収額決定通知書 をお送りしています	令和5年6月1日～10月2日に後 期高齢者医療制度に加入し、新たに 年金からの差引きの対象となった方 →4月上旬に仮徴収額決定通知書 をお送りします

■ 年金からの差引きの対象となる方

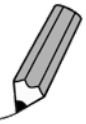
条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方 に該当する方	①～⑤の全て に該当する方	①～③の全て に該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保険料を足した額が、差引きの対象となる年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

■ 年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税 (生年月日)	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和33年4月3日～10月2日生まれ	令和5年6月1日～10月2日	4月
昭和33年10月3日～12月2日生まれ	令和5年10月3日～12月2日	6月
昭和33年12月3日～昭和34年2月2日生まれ	令和5年12月3日～令和6年2月2日	8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせください。

介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。



3月5日、鶴岡市は美食都市になった。正確に言えば、美食都市研究会と雑誌「料理王国」が共同で創設した美食都市アワードの初代受賞都市に選ばれたのだ。

「美食都市」とは、食文化と地域の魅力が融合した特別な都市とされる。アワード創設初年度の本年は、審査委員から推薦された51都市の中から10都市が候補としてノミネートされ、厳粛な審査を経て、本市、金沢市、京丹後市、帯広市、雲仙市の5都市が美食都市として認定された。

ユネスコ食文化創造都市に認定されて10周年の節目の年の快挙である。5日の美食都市アワード受賞記者会見では、アル・ケッチャーノの奥田政行オーナーシェフ、羽黒山斎館の伊藤新吉料理長、知恵軒の長南光代表、加茂水族館沖海月の須田剛史料理長、庄内ざっこの齋藤翔太料理人にも同席いただき、ともに喜びを分かち合い、これからの展望を語り合った。

今年1月には、「庄内の笹巻製造技術」が国の登録無形民俗文化財に答申されるといううれしいニュースもあった。2月10日には、FODDER（フーデエヴァー）において、笹巻作りの体験会が開催され、多くの参加者でにぎわっている。三角巻き、こぶし巻き、たけのこ巻き、地域によって異なる巻き方と、何と言っても灰汁を使った、黄色くゼリー状の笹巻が鶴岡の笹巻の特徴だ。文化財保護法の令和3年の法改正によって、民俗文化財に新たなカテゴリーが創設されることを見越して、本市では、山形大学の江頭先生などの専門家とともに、地道な調査事業にも取り組んできた。その成果が花開いたわけだが、フーデエヴァーの

イベントの盛り上がりを見て、食文化創造都市とは何か、ということが「笹巻」1つに凝縮されていることに気が付いた。保存食としての灰汁の活用、多様な巻き方を含むつないできた製造技術、そして何よりもそれに携わる人々の誇りと食べる喜び。分かりにくいと言われてきた食文化創造都市の市民参画と発信のヒントがそこにはあった。

3月10日、荘銀タクト鶴岡での「ど自慢」は大変な盛り上がりを見せた。814組の応募の中から全国生放送の20組に選ばれ、更にチャンピオン、審査員特別賞に輝いたそのパフォーマンスはすばらしいものだった。また、平成30年4月の大会での出場を逃し、リベンジに燃えていた方も多く、本番前日の200組の予選会も熱気あふれるものだったと伺った。改めて、チャレンジした全ての皆さんに心から敬意を表したい。

日本におけるビーガン料理の第一人者であり、国際舞台で活躍する杉浦仁志シェフは、「鶴岡はガストロノミーツーリズムの聖地である」と、昨年11月に開催された鶴岡ガストロノミーツーリズムサミットで語っている。今般の初代「美食都市アワード」の受賞は、それを裏付けるものとなった。

そして3月21日、「庄内の笹巻製造技術」は、官報に掲載され、正式に国の登録無形民俗文化財となった。食文化と観光を組み合わせたガストロノミーツーリズムは、10周年を迎えた食文化創造都市、美食都市の新たな推進力になっていく。

皆川 治

荘内病院医師修学資金貸与制度をご利用ください

☎ 荘内病院総務課 26 - 5111 内線6327

将来、荘内病院に医師として勤務する医学生に対し、最大で年額200万円の修学資金を貸与します。地域医療に志を持つ方はぜひご応募ください。

返還免除の条件や必要書類など詳しくは同院HP



■ 申込資格

- ① 現在、医学を履修する大学課程に在学している
- ② 卒業後、医師として同院に勤務する意思がある
- ③ 他の修学資金の返還義務がない（卒業後の就労先に制限がないものは除く）

■ 貸与期間

在学中の大学の正規の就業年限まで

■ 申込期間と応募方法

4月1日①～5月31日②に応募書類を同院にお持ちになるか簡易書留で郵送（当日消印有効）

ユーチューブでショート動画を配信 つるとび！ 鶴岡市役所60秒広報室

☎ 固本所総務課 35 - 1117

市公式ユーチューブチャンネルで、ショート動画（縦長で1分以内の動画）の配信を始めました。お役立ち情報や、本市の魅力紹介などを中心に見て面白い発信を進めていきます。



市公式ユーチューブで ▶ ご覧になれます！



市ライン公式アカウントをもっと便利に！ セグメント配信の設定をしましょう

☎ 固本所総務課 35 - 1117

自分が必要とする情報の区分（セグメント）を設定することで、お知らせが届くようになります。設定してもっと便利に市の情報を受け取りましょう。



市ライン公式アカウント ▶ で簡単に設定できます



設定の仕方を ▶ 動画で解説！



健康・福祉・年金

各種定期予防接種のお知らせ

各種定期予防接種のお知らせを、市から対象者へお知らせします。

- ▼①麻しん・風しん(第2期) 平成30年4月2日～31年4月1日生まれ
- ▼②日本脳炎(第2期) 平成26年4月2日～27年4月1日生まれ
- ▼③ジフテリア・破傷風(第2期) 平成24年4月2日～25年4月1日生まれ
- ▼④子宮頸がん(HPVワクチン) 定期接種：平成20年4月2日～25年4月1日生まれの女性 キヤッチアップ接種：平成9年4月2日～20年4月1日生まれの女性
- ▼⑤風しん抗体検査・風しん(第5期) 昭和37年4月2日～54年4月1日生まれの男性(未受検者・未接種者のみ)
- ▼⑥高齢者肺炎球菌 満65歳の同ワクチン未接種者

- ▼共通 通知の時期 ①～⑤：4月⑥：誕生月の翌月上旬 健康課(にこふる) ☎35・0157または各地域庁舎市民福祉課へ 他市HP

がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入費の一部を助成します

助成金額 医療用ウィッグ：2万円または購入経費の2分の1のいずれか

低い額 乳房補整具：1万円または購入経費の2分の1のいずれか低い額
健康課(にこふる) ☎25・2731
1 他対象者・申請方法等詳しくは市HP

重粒子線がん治療の費用の一部を助成します

山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線がん治療を受ける方を対象に、治療費の助成を行います。

助成金額 公的医療保険が適用とならない重粒子線がん治療の費用から、先進医療特約保険等の費用を差し引いた額(上限62万8,000円) 健康課(にこふる) ☎25・2731
他申請方法等詳しくは市HP

将来の胃がん予防のために中学生胃がん予防事業

胃がんの原因であるヘリコバクター・ピロリが体の中に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施します。詳しくは学校を通じてお知らせします。
本市に住民登録がある中学2年生 健康課(にこふる) ☎25・2731

令和6年度の特定健診・特定保健指導が始まります

特定健診 来年3月末までに40歳以上になる国民健康保険(市国保)及び後期高齢者医療保険の加入者に受診券を送付しています。ただし、かかりつ

け医で受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。

特定保健指導 市国保加入者で、特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から指導の案内を送付します。

リフト付きタクシーを利用する方へ助成券を交付します

市内内在住で次の全てに該当する方
①65歳以上または40歳～64歳で要介護認定を受けている ②市民税非課税
③通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠 ④医療機関への通院や入退院のため、リフト付きタクシーを利用する場合に、1枚当たり3000円のサービス券を月8枚、年間96枚を限度に交付 ⑤身分証明書(マイナンバーカード・保険証等)をお持ちの上、各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ

紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

募集要件 ①鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること ②紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること(紙おむつと尿とりパッドの取扱い必須) ③市内一円に配達可能であ

業務開始 9月配達分から
5月10日(金)まで本所地域包括ケア推進課 ☎29・4180へ

日常生活用具を給付します

火災警報機・自動消火器 65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難な一人暮らしの方等(要介護2以上または認知症自立度IIa以上)
電磁調理器 65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方等(介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト該当者または要支援1以上)

共通 身分証明書(マイナンバーカード・保険証等)をお持ちの上、各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ

はり、きゅう、マッサージ等施術費の一部を助成します

70歳以上の方 市と協定を結んでいる、はり・きゅう・マッサージ師等から施術を受ける場合に、1回当たり1,000円の助成券を年6枚、10月以降の申請については年3枚交付(申請は年1回) 身分証明書(保険証・運転免許証等)をお持ちの上、本所地域包括ケア推進課 ☎29・4180または各地域庁舎市民福祉課へ 他鶴岡地域では各地区コミュニティセンター

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課
や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

でも受け付けます(学区コミュニティ
センターを除く)

認知症高齢者等 見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出する
ときや介護疲れで休息したいとき等に
見守り支援員が訪問し、認知症高齢者
などの見守りや話し相手等を行います。

■市内在住の認知症高齢者等(65歳以
上の方または40歳〜64歳の要介護認定
を受けている方)で日常生活自立度が
IIa以上の方 ■利用上限 1か月当
たり80時間まで ■1時間200円
(利用時間帯によって割増し。生活保
護世帯は無料) ■甲各地域包括支援セ
ンター・居宅介護支援センター、本所
地域包括ケア推進課☎29・4180ま
たは各地域庁舎市民福祉課へ ■他事前
に担当のケアマネジャーに要相談

障害者手帳の交付・ 居住地変更

障害の内容や程度に応じて各手帳が
交付されます。交付申請を受け付けて
いますのでご相談ください。

また、手帳に記載されている住所と
現住所が異なる方は居住地変更届が必
要です。

▼身体障害者手帳 ■手・足・目・耳
・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・
呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・
免疫等の身体機能に障害がある方
▼療育手帳 ■発達期に知的機能の障

害が見られ、日常生活に制限のある方

▼精神障害者保健福祉手帳 ■精神の
疾患があり、日常生活に制限のある方

▼居住地変更届 ■手帳、マイナンバ
ーカードまたは通知カード

▼共通 ■本所福祉課☎35・1273
または各地域庁舎市民福祉課へ

国民年金からのお知らせ

▼令和6年度の国民年金保険料が変更
されました 4月分以降の保険料は月
額1万6,980円です(年間保険料
は20万3,760円)

▼保険料の前納制度や当月口座振替
(早割制度)がお得です 保険料1年
分を一括で4月30日⑩までに納付する
と納付額は20万140円(3,620
円割引)です。また、その月の保険料
をその月の末日に口座振替で納付する
と、月額60円割引されます。

▼共通 ■鶴岡年金事務所☎23・50
40、本所国保年金課☎35・1294
または各地域庁舎市民福祉課
へ ■HP

後期高齢者医療制度の 保険料率等が改定されます

同保険料率は、2年ごとに見直しを
行っています。令和6年・7年度は次
のとおりです。

■所得割率 9・43% ■均等割額
4万7,600円 ■賦課限度額 年
80万円 ■国保所国保年金課☎35・12

92または各地域庁舎市民福祉課へ

障害のある人への「合理的 配慮の提供」が義務化

4月1日から、障害のある人への
「合理的配慮の提供」が事業者に義務
付けられます。障害のある人もない人
も、互いにその人らしさを認め合い、
共生社会の実現に取り組みましょう。

■合理的配慮とは 障害のある人にと
って利用が難しく、活動が制限されて
しまう場合、意思表示に応じて筆談や
読み上げ、介助等の
対応を行うこと ■
本所福祉課☎35・1
273



子育て・教育

児童に関する 各種手当のお知らせ

▼児童手当 ■中学生3年生までの児童
を養育している方 ■支給月額 ▼0
歳〜2歳:1万5,000円 ▼3歳
〜小学校修了前(第1子・2子):1
万円 ▼同(第3子以降):1万5,
000円 ▼中学生:1万円 ▼所得
が一定額を超える場合:5,000円
または支給なし ■支給日 6月・10
月・2月の15日 ■支給期間 児童が
15歳に達した年度末まで

▼児童扶養手当 ■離婚等でひとり親
になった場合や、児童の父または母に

一定の障害がある場合等で児童を養育
している方(受給者等の所得が一定額
を超える場合は支給されません) ■
支給月額(受給者等の所得で異なりま
す) ▼第1子:4万5,500円(

1万740円 ▼第2子:1万750
円(5,380円) ▼第3子以降:6,
450円(3,230円) ■支給日
奇数月の11日 ■支給期間 児童が18
歳に達した年度末まで(障害児は20歳
に達した月まで)

▼特別児童扶養手当 ■身体や精神に
重度〜中度の障害がある児童を在宅で
養育している方(受給者等の所得が一
定額を超える場合は支給されません)
■支給月額 ▼1級障害:5万5,3
50円 ▼2級障害:3万6,860
円 ■支給日 4月・8月・11月の11
日 ■支給期間 児童が20歳に達した
月まで

▼共通 ■本所子育て推進課☎26・0
176または各地域庁舎市民福祉課へ

高校生等の定期券費用を 支援します

市内在住の高校生等が公共交通機関
で通学する場合、定期券代金が月額5,
000円を超える分を市が全額補助し
ます。

■市内在住の高校生・鶴岡高専1年(3
年生・致道館中)に通う中学生 ■本
所地域振興課☎35・1191または各
地域庁舎総務企画課へ ■他市
HP





税・生活・その他

固定資産税の縦覧制度・閲覧制度

▼縦覧制度 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます。納税者、納税者の代理人、納税者と同じ世帯の家族

▼閲覧制度 納税義務者は、固定資産課税台帳(名寄帳)を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認出来ます。借地人・借家人も借用物件について確認出来ます。納税義務者、納税義務者と同じ世帯の家族、納税管理人、借地人・借家人、これらの代理人等

▼共通 4月1日⑤～5月31日⑤
場本所課税課または各地域庁舎市民福祉課 課税台帳の写しの交付は有料
持本人確認書類(代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要) 場本所課税課 ☎35・1178

正社員化促進事業奨励金を支給します

市内に在住・勤務する50歳未満の非正規雇用労働者の方を正社員に転換し、一定期間継続して雇用した事業所に対し、奨励金を支給します。

■支給金額 1人7万5,000円

20万円 場本所商工課 ☎35・0633 他支給要件等詳しくは市HP

鶴岡への就職・採用を応援します

▼U・ターン就職活動交通費等支援事業補助金 対象経費 市外在住の大学生等が、市内事業所を対象とした就職活動で本人が支払いした交通費と宿泊費 補助金額 対象経費の2分の1以内 申来年3月31日⑤まで申請書等を本所商工課 ☎35・0633 に郵送 他市HP

▼オンライン採用活動支援事業補助金 対象経費 市内の中小事業主が新規卒者等を正社員として雇用するために行うオンラインでの採用活動に係る経費 補助金額 対象経費の2分の1以内(上限20万円) 他市HP

農作業中の事故に注意しましょう

乗用型トラクターの転落・転倒による死亡事故が多発しています。シートベルト・ヘルメットを着用するなど、公道走行時の法令順守を徹底しましょう。

▽ほ場周辺で減速、危険箇所の迂回ルートを設定 道路路端や曲がり角の草刈り、路肩補強 安全フレーム付きトラクターの使用 各種保険への加

入 場本所農政課 ☎35・1295 または各地域庁舎産業建設課へ

農産物の販路拡大に向けたチャレンジを支援します!

対商談会参加、PR資料制作など農産物等の販路拡大に向けた新たな取り組み ①販路拡大支援メニュー ②PR資料制作メニュー 補助金額 補助対象経費の2分の1以内 申本所農政課 ☎35・1295 他上限金額等詳しくは市HP

農林水産業の6次産業化に取り組んでみませんか

対鶴岡産の農林水産物を活用し、農林水産業の6次産業化等に取り組む事業 補助金額 事業費の3分の2以内(上限15万円) 申本所農政課 ☎35・1295 または各地域庁舎産業建設課 他市HP

農業者向けの補助金、講座等を案内するおか・アグリメール

配信日 不定期 配信者 本所農政課 登録方法 件名に「メール配信希望」、本文に氏名、住所、電話番号を明記し、同課にメールまたはFAX25・8763に送信 場同課 ☎35・1295

森林法により義務付けられています 伐採には届出が必要です

森林の立ち木を伐採するときは、伐

採を始める90日前から30日前までに届出をすることが義務付けられています。届出をしないと罰金が科せられる場合があります。また、伐採や造林が完了したときは、森林の状況報告を行うことも義務付けられています。

下川・湯野浜地区で実施します 松くい虫防除作業にご協力を

松くい虫被害は放置すると広範囲に拡大するおそれがあるため、被害木の伐採を6月上旬まで、薬剤散布を5月下旬～6月上旬に行う予定です。該当地区の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣立ちして間もないヒナを見掛けることがあります。親鳥が近くにいるため、救助をしないでそのまま見守ってください。巣から落ちたヒナも同様です。



場本所農山漁村振興課 ☎35・0145 または各地域庁舎産業建設課 他HP

4月15日⑤～5月14日⑤は「みどりの月間」 緑の募金にご協力ください

緑の募金は、森づくりや街の緑づく

り、学校の緑化活動等に有効に活用され
ています。また、緑化事業を行う団
体への交付金制度による助成を予定し
ています。

【本所農山漁村振興課】☎35・0145
または各地域庁舎産業建設課へ

「忘れない山の恵みと火の始末」 山火事注意！ 多発時期です

山火事の原因の多くは、たき火・た
ばこ・火入れの不始末です。行楽や山
菜採りで山に入るときは、火の取扱い
に十分注意し、山火事による森林の焼
失を防ぎましょう。

【本所農山漁村振興課】☎35・0145
または各地域庁舎産業建設課へ

4月9日(火)～22日(月)は 春季火災予防運動

春先は空気が乾燥するため、たき火
・たばこなどが原因の火災が全国各地
で多発しています。一人ひとりが火災
予防に対する意識を持ち、安全で安心
して生活できる地
域を目指しまし
ょう。

【消防本部予防課】
☎22・8332



てんじんくん

廃棄物等を屋外で燃やす野焼 きは法律で禁止されています

野焼きは大量の煙や臭いを発生させ、
近隣の生活環境に支障を来すことに加
え、火災の原因にもなり大変危険です。

野焼きは犯罪であり、行った者には
懲役または罰金が科せられます。また、
基準に満たない焼却炉での廃棄物の焼
却も野焼きに該当しますので、ご注意
ください。

【野焼きに関する相談：本所環境課】
☎35・1247 火災の場合：☎119

住宅等の浄化槽を設置・ 交換する方へ

次のとおり補助します（公共下水道
及び集落排水処理計画区域を除く）。
▼合併処理浄化槽の設置 鶴岡地域、
羽黒地域で合併処理浄化槽を設置する
方に補助金を交付します。その他の地
域については、市が設置します

▼単独処理浄化槽等から合併処理浄化
槽への交換 単独処理浄化槽・汲み取
り便槽を合併処理浄化槽に交換（新築
・建替えは対象外）する方に、補助金
を交付します

▼排水設備工事の実施 単独処理浄化
槽・汲み取り便槽を合併処理浄化槽に
交換（新築・建替えは対象外）すると
同時に、排水設備工事を行う方に、補
助金の交付または融資あっせん及び利
子補給を行います

▼共通 【上下水道部下水道課】☎25・
5860 【対象区域・補助金額等の
詳細はお問い合わせください】

井戸水などの使用者で下水 道を使用する方へ

井戸水や湧き水をお使いの場合は、

原則としてメーターを設置していただ
きますが、設置が難しい場合は次のよ
うに認定します。

▽井戸水や湧き水のみを使用している
場合：1人当たり1か月6㎡とし、世
帯人数に乘じて使用水量を認定

▽下水道と井戸水等を併用している場
合：下水道の使用水量に、1人当たり
1か月3㎡を世帯人数分加えて認定
世帯人数に変更があった場合は速や
かに届け出てください。

【上下水道部お客さまセンター】☎23・
7609

下水道用自己メーターは 適正に管理しましょう

下水道料金の減算・加算用自己メー
ターは計量法によって有効期限が8年
に定められています。期限が切れる前
に交換や撤去などをお願いします。既
に期限が切れている場合は、早急にご
対応ください（交換費用は自己負担）。
また、違法な接続は処罰される場合が
ありますのでご注意ください。

【上下水道部お客さまセンター】☎23・
7610

狂犬病予防注射は毎年春（4 月～6月）に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防
注射が法律で義務付けられています。
6月までに動物病院等で接種してくだ
さい（温海地域では集合注射を予定）。
▼狂犬病予防注射には、3月に発送し

た注射案内はがきが必要です

▼犬を飼う場合は市への登録が必要で
す（新規登録料金3,000円） 他
市区町村から転入した方は、前登録地
の鑑札をお持ちの上（紛失の場合は鑑
札再交付料1,600円）、市役所へ。
市内での転居または飼い犬が死亡した
場合も届け出が必要です。

▼共通 【健康課】
（にこふる）☎

35・0146 また
は各地域庁舎市民
福祉課へ



町内会に加入しましょう

町内会（自治会・住民会等）は、同
じ地域に住む人たちが助け合い、住み
よい地域を作るための組織で、住民同
士の親睦、ごみステーションの設置や
清掃及び広報の配付等も行っています。
加入手続き等については、お住まい
の町内会等へお問い合わせください。
また、連絡先などが不明な場合は、本
所コミュニティ推進課☎35・1203
または各地域庁舎総務企画課にお問い
合わせください。

住居表示実施地区で建物を 新築・改築した方は届出を

【新築等届出書に案内図2部、配置図
1部、平面図1部を添付して本所市民
課☎35・1194へ】 他実施
地区等詳しくは市HP

